

episode

看板の超整理法

—屋外広告物条例

9

▽①△

インターンシップ研修から二年目の春が来た。今日はみさき市の各課に新採用職員が配属される日である。まちづくり課にも新人が配属になり、その中には山本葵の姿もあった。

「山本さん、おめでとう！」

「あつ、川上さん！ 私も今日からまちづくり課の職員になりました。これからは同じ課の一員としてよろしくお願いします」

「こちらこそよろしく。新人は、しばらくまちづくり課の各係で見習い研修だね」

「はい。今日から景観係での研修と伺っています。たのしみです！」

▽②△

「景観係の沼田ぬまたです。山本さんの研修を担当をさせていただきます。よろしく」

事前に川上から聞いていた情報によれば、沼田は、採用以来ずっと景観係に在籍しており、経験年数はもう一〇年という景観係の主のような存在とのことだった。そう言われてみると、ベテランの風格のようなものがあり、非常に頼もしそうな印象だ。



「お世話になります。よろしくお願
いします」

「じゃあ、早速現場に行きます。ま
ずは作業服に着替えてきてください。
ヘルメットも忘れずにね」

現場はみさき公園だった。城跡に
ある桜がとても綺麗な場所で、みさ
き市有数の花見スポットである。今
日は、看板などの屋外広告物の状況
確認とのことで、沼田がいろいろ説
明してくれるのだが、その説明を聞
きながらも、みさき市のヘルメット
と作業服に身を包んだ自分の姿が嬉
しくて、つついほほが緩んでしま
いそうである。

公園の高台から町の方向をみなが
ら沼田が何気なく、

「それにしても、この辺もずいぶん

* 1 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）。

* 2 政令指定都市。大都市行政の合理的、効率的な運営と市民福祉の増進を図るために、都道府県の事務移譲を含めた一般の市とは異なる特例を定めて、1956年（昭和31年）に制度化された。「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令」に基づき、人口50万人以上が要件だが、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が対象となる。2009年（平成21年）4月現在、18市ある。

奇麗になったなあ」と口にした。

「ほんと、桜のシーズンですからね。今が一番景色が奇麗な季節ですよね」

「あ、いや、そういう意味じゃないんだ」沼田が苦笑しながら言う。

「以前は、みさき公園やこの周辺も看板だらけだったんだ」

「ええっ、そうなんですか？ ここからはそんなに看板は見当たらないですよね？」

「そうだね。本当に奇麗になった。屋外広告物には、必要な情報を提供するものもあるし、街を活気づける効果もあると思うけど、あまりにも無秩序に出されると、安全で快適な歩行空間という観点では逆効果だし、どうしても景観を損ないがちになるんだ」

「そうですね。でも、以前は看板がひどかったというお話ですけど、どうして今はこんなにきれいになったんですか？」

「屋外広告物については、屋外広告物法^{*1}に基づき、都道府県、政令指定都市^{*2}、中核市^{*3}が、それぞれ条例で適正な規制や誘導を行うことになっているんだ。みさき市は人口一五万人で指定都市や中核市ではないので、規制権限はなかったんだが、自治法の事務処理特別制度^{*4}により、一部権限移譲を受け、県の屋外広告物条例に基づき、規制事務を行うことは行っていた。でも、その結果、屋外広告物の規制が思うようにできなかった面もあったところが、二〇〇五年六月に景観緑三法^{*5}が施行され、うちも景観法に基づく『景観行政団体』になったんだけど、景観行政団体になり屋外広告物の表示等に関する事項を盛り込んだ景観計画を策定することで、屋外広告物条例の制定もできるようになった^{*6}。そこで、

*3 中核市は、1994年の地方自治法改正により制度化された。政令指定都市以外の都市で人口が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、住民の身近で行政を行うことができるようにしたもの。「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令」に基づき、人口30万人以上が要件となる。中核市が処理することとなる主な事務は、保健所が処理する事務（保健所を設置することになるため）、民生行政に関する事務、都市計画等に関する事務、環境保全行政に関する事務など。2009年4月現在、41市ある。

*4 法令や都道府県条例に基づく都道府県の事務を、都道府県条例（地方自治法第252条の17の2に基づき都道府県が定める事務処理特別条例）により市町村に移譲することができる制度。事務処理特別条例に基づき市町村が処理する事務では、条例や規制を制定することもでき、都道府県から市町村への権限の再配分機能を果たす。

episode

海が見える街を守る

眺望景観保全基準

19

▽①△

「やっぱり、ここから見える景色は格別だなあ」

川上は、横にいた葵にそう話しかけた。今日は二人は現場に出ていたのだが、その途中で昼休みの時間になったので、「お弁当を買って、近くの丘の上公園で食べよう」ということになったのだった。すっかり春らしくなった三月のある日のことである。

丘の上公園は、その名の通り、海岸からほど近い丘陵地にあり、海岸から丘陵地までの狭い平地に中心市街地が広がっている。二人は今、丘の上公園から、海を眺めていた。沖には、緑で覆われた小さな自然島が見える。

「そういえば、一時期は、市街地に高層マンションが多く建つようになって、海が見えにくくなっているという話が出ていませんか?」

「そんなこともあったね。確か、『海が見える街を守れ!』という住民運動もあったよ」

「たしか、市外の観光客からも『すぐその海が見えなくなってきたいて、とても残念だ』という声があったと記憶しています。あの頃は、『いずれ、海が全く見えなくなってしまう』と言っている人もいたけれど、ぜんぜんそんな様子はないですよね」



「この件については、市としても景観整備に取り組んだんだよ。その頃に、景観整備基本計画を策定しているんだけど、その中でいくつかの『眺望景観形成エリア』というものを定めている。山や丘などの眺望点から自然緑地や市街地、海、船を望む景観は市民の共有財産ということで、眺望景観を見ることができるところを整備するというのを定めているんだ」

「それに景観条例もありますよね」
「そう、その後になって景観条例を作ることになったんだけど、眺望景観を守るための方策を盛り込むことを検討したんだ。それにあたっては、眺望景観に関する建物高さ規制についての景観シミュレーションなどの

基礎調査を行っているんだよ」

「基礎調査？」

「そもそも、良好な眺望の要素には何があると思う？」

「あまり高い建物が建っていると、海がよく見えないし、良好な眺望とは言えないですよ。あとは、全体の色合いなんかも大事なんじゃないですか？」

「その通りだよ。建物の高さ、色彩、形態、配置、外構の緑化などのいろいろな要素がある。この頃の市の景観の変化の特徴の一つとして、低平地に集積する市街地の建物の高層化と密集化があったんだけど、これによって、丘陵地から海、逆に海から市街地への眺めが損なわれてきていたんだ。だから、眺望景観保全に向けての課題として、丘陵部から見た場合の水平線の見え方をまとめて損なわないように、建物の高さや連続度のコントロールを行うことを検討して、具体的な基準作りのために眺望シミュレーションを行ったんだ」

「水平線の見え方なんです。その結果、具体的にはどうすることになったんですか？」

「景観条例の中では、『眺望の良い小高い丘の上の公園等の周囲では、その眺望を阻害しないよう周囲を低層にし、又は配置を工夫して眺望を確保する。特に、海への眺望を確保する』ということを基本方針に定めたんだ。それから、その基本方針を受けて、市内にある公共の場所のうち、海や緑豊かな丘陵等の景観を眺望できる場所で、特にその眺望を保全する必要があると認められる場所を『眺望点』に指定して、そこからの眺望を保全するための建築物等の高さに係る基準を眺望景観保全基準として定めることができるということにした